第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年１１月１日
担　当　課	市民課

契約業者名・住所	富士フイルムシステムサービス株式会社　東京都板橋区坂下一丁目１９番１号
工事等の名称	戸籍システム標準化・共通化に係る改修業務委託（経過措置対象経費）
工事等の場所	松戸市の指定する場所
種　別	戸籍システム標準化・共通化に係る改修業務委託
工事等期間	令和8年7月31日から令和9年3月31日まで
契約金額	3，432，000円
工事等の概要	戸籍システム標準化・共通化に係るシステム改修業務
随意契約の理由	本業務は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第４０号）」が令和３年９月１日に施行され、国の策定する標準仕様に準拠したシステムに令和７年度末を目途として移行することが求められており、それに伴い既設の戸籍電算システムを改修し作業を行うものであります。 改修する戸籍電算システムは、富士フイルムシステムサービス株式会社製であり、同社は当該システムの環境・設定作業等を熟知しております。 また、本業務は令和６～７年に実施した戸籍システム標準化・共通化に係る改修業務委託のうち、経過措置により機能（戸籍附票システムの一部）の実装を令和８年度へ移行した部分のシステム改修であり、当初の委託契約の受注業者である富士フイルムシステムサービス株式会社が本業務を履行する上で最も適切な業者であるものと見込めます。

	以上のことから、本業務については地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定を適用し、富士フイルムシステムサービス株式会社を相手方として業者選定しました。